

# 将来にわたって安定した行政経営へ



問い合わせ 政策企画課 内線 3294・3295

市税見直し内容の経過 【表1】

	税目	税率	適用期間
地域説明会での説明	固定資産税	1.6%	平成23年度～27年度(5年間)
	法人市民税(法人税割)	14.7%	平成23年4月1日～28年3月31日までに開始する事業年度分
議会提案	固定資産税	1.5%	平成23年度～29年度(7年間)
	法人市民税(法人税割)	14.7%	平成23年4月1日～30年3月31日までに開始する事業年度分
議決内容 (議会修正案)	固定資産税	1.5%	平成24年度～30年度(7年間)
	法人市民税(法人税割)	14.7%	平成23年4月1日～30年3月31日までに開始する事業年度分

使用料等の見直し内容 【表2】

改正内容	適用年月日
現行使用料のおおむね1.5倍の水準に引き上げる	平成23年4月1日
料金設定のなかった施設に新たに使用料を設定する	
市外の人が利用する際の使用料は改定後の2倍とする	
商行為で利用する際の使用料は改定後の5倍とする	
施設使用料とは別枠で負担していただいていた冷暖房使用料は廃止する(一部体育施設などを除く)	

## 市税の見直し

市税の見直しについては、多くの市民、そして市議会から引き上げ幅が大きいといった意見が寄せられたため、税率の引き上げ幅を縮小し改定期間を長くすることを検討す

これまで2回にわたり経営改革の必要性や背景、具体的取り組み内容などについて説明をしてきました。先月12月議会で可決された内容に基づき、本年4月以降に具体的取り組みがスタートすることになりました。今回は、その内容をお伝えします。

一方で、当初20年間を想定していた第三セクター等改革推進債に係る償還期間を30年間にする見通しがたったことから、23年度から29年度までの7年間に限定して固定資産税の税率を1・5%に、法人市民税(法人税割)の税率を14・7%にそれぞれ引き上げる内容を市議会に提案しました。議会での審議の中で、市民への周知期間を確保するため、固定資産税の税率引き上げについては、適用年度は24年度からとする内容の修正案が議会から提出され、賛成多数で可決されました。これにより、24年度課税分

## 使用料などの見直し

使用料などは当初、現行使用料のおおむね2倍に引き上げることをしていました。利用者の負担感に配慮し、負担軽減を図るため見直しを進めてきました。最終的に23年4月1日から現行使用料のおおむね1・5倍の水準に引き上げることとし、これまで料金設定のなかった施設には新

たに使用料を設定します。また、市外の人が利用する際の使用料は改定後の2倍とし、商行為で利用する際の使用料は改定後の5倍とします。ただし、高校生以下の使用料は据え置き、これまで使用料とは別に負担いただいていた冷暖房使用料については施設使用料に含めることとし、一部体育施設などを除き廃止します。【表2】施設ごとの新しい使用料の主なもの(抜粋)は4・5ページをご確認ください。また、一覧表は市のホームページでお知らせしています。

見直し後の使用料減額・免除規定の基準 **【表3】**

減免基準		適用施設
全額免除	市が主催する事業に使用するとき	全施設
	市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校が教育・保育活動で使用するとき	全施設
	地域住民がコミュニティ活動に使用するとき	交流センター、江釣子老人福祉センター、多目的研修センター、転作営農研修センター、江釣子共同福祉施設、学校開放体育館
	市内のスポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会などの少年団体が団体活動のために使用するとき	全施設
	市内に居住する障がい者、障がい者で構成する団体が使用するとき	全施設
	市内に居住する60歳以上の高齢者で構成する団体が使用するとき	展勝園 江釣子老人福祉センター
	北上コンピュータ・アカデミーが訓練活動等に使用するとき	アカデミースポーツ施設
5割減額	市が共催する事業に使用するとき	全施設
	市内の高等学校、専門学校などが教育活動のために使用するとき	全施設
	市内の農業団体、商工団体が産業振興を目的とした活動に使用するとき	農村環境改善センター、多目的研修センター、煤孫農村交流プラザ、転作営農研修センター、技術交流センター、技術研修館、基盤技術支援センター、市民交流プラザ、サンレック北上、ハートパルクたかみ、江釣子共同福祉施設
	市体育協会、市体育協会加盟団体が主催・主管するスポーツ大会に使用するとき	体育施設
	市芸術文化協会、市芸術文化協会加盟団体が芸術文化の発表・展示に使用するとき	市民交流プラザ 生涯学習センター 日本現代詩歌文学館
	市教育委員会が認める社会教育関係団体が社会教育活動に使用するとき	交流センター、市民交流プラザ、生涯学習センター、日本現代詩歌文学館
	市長が別に定める市内の団体が公共・公益を目的とした活動に使用するとき	全施設

**減免規定の見直し**

使用料の減額・免除規定の基準は、これまで施設ごとに設けられ統一されていませんでした。そこで【表3】のように原則として全施設共通の基準となるよう見直し、新たに「北上市公の施設の使用料等減免条例」を制定しました。減免条例は、使用料の改定と同じく23年4月1日から施行されます。減免条例の基準

に該当する場合は使用料の全額または半額を減免します。減額した結果、10円未満の端数が生じる場合は端数を切り捨てた金額となります。ただし、使用料が減免となる場合でも、夜間照明使用料などは減免となりません。なお、さくらホールやふるさと体験館北上などは減免条例の対象外施設です。社会教育に関する事業を行う市内の団体やサークルなど

は、市教育委員会に登録することで使用料の減額が適用されます。詳しくは来月予定している説明会で説明します。

**社会教育関係団体の登録に関する説明会**  
 ▼とき：2月14日(月)午後2時～、午後7時～  
 ▼ところ：生涯学習センター  
 ▼問い合わせ：生涯学習文化課 ☎61-3231

**市の施設のあり方検討**

減免基準の適用については、Q&Aによる説明を現在作成中です。詳しくは、後ほど市のホームページなどでお知らせします。

当初提案した内容は、対象としたすべての施設を22年度末で廃止、または地元へ移管することとしていました。しかし、地域説明会などで

も多くのご意見をいただき、地元へ移管するものでも条件を整えるのに時間を要するものもあることから、すべての施設を22年度で廃止するのではなく、一部施設は23年度も継続して協議することとしました。

22年度で条例を廃止する施設についても、地元に移管するにあたり修繕などの要望が出された施設には、必要な費用を23年度当初予算(案)に計上し、修繕を行うこととしていきます。

また、多くの施設は市議会12月定例会で条例廃止が可決されましたが、一部農業者施設については、事務手続きの関係で市議会3月定例会に条例廃止を提案することとしています。

なお、23年度も継続して地元移管の課題などを協議することとしている施設については、地域の皆さんと個別に相談しながら協議を進めていきます。

# (平成23年4月1日から)〈抜粋〉

(単位：円)

サンレック北上	体育室	一般	550	1面・1時間	暖房使用時には5割相当額を加算(高校生以下は据え置き)
		高校生以下	170		
ハートパルきたかみ	体育室	一般	550	1面・1時間	高校生以下は据え置き
		高校生以下	170		
基盤技術支援センター	研修・会議室A	3,750	1回		
	研修・会議室B				

## ■商業関係施設 (問い合わせ 商業観光課内線3355)

施設名	種別・区分	料金	適用	備考
市民交流プラザ	催事場1号室	3,000	10:00~13:00	
		4,200	13:00~17:00	
		4,200	17:00~21:00	
		9,750	10:00~21:00	
	催事場2号室	3,900	10:00~13:00	
		5,250	13:00~17:00	
		5,250	17:00~21:00	
		12,000	10:00~21:00	
	催事場3号室	4,950	10:00~13:00	
		6,600	13:00~17:00	
		6,600	17:00~21:00	
		15,000	10:00~21:00	

## ■農業関係施設 (問い合わせ 農政課内線5112)

施設名	種別・区分	料金	適用	備考
煤孫農村交流プラザ	多目的ホール	一般	1面・1時間	高校生以下は据え置き
		高校生以下		

## ■社会教育関係施設 (問い合わせ 生涯学習文化課内線3782・3784)

施設名	種別・区分	料金	適用	備考
生涯学習センター	会議室	2,250	10:00~13:00	
		3,000	13:00~17:00	
		3,000	17:00~21:00	
		7,350	10:00~21:00	
	和室	3,000	10:00~13:00	
		3,900	13:00~17:00	
		3,900	17:00~21:00	
		9,150	10:00~21:00	

生涯学習センター	第1学習室	5,100	10:00~13:00	
		6,750	13:00~17:00	
		6,750	17:00~21:00	
		16,350	10:00~21:00	
利根山光人記念美術館	観覧料	一般	300 個人	高校生以下は据え置き
		180 団体		
		高校生	120 個人	
		80 団体		
日本現代詩歌文学館	講堂	7,500	9:00~12:00	
		12,000	12:00~17:00	
		15,000	17:00~22:00	
		30,000	9:00~22:00	
	会議室	1,500	9:00~12:00	
		2,400	12:00~17:00	
		3,300	17:00~22:00	
		6,750	9:00~22:00	
	和室	2,250	9:00~12:00	
		3,750	12:00~17:00	
		5,250	17:00~22:00	
		10,500	9:00~22:00	

## ■観覧施設 (問い合わせ 博物館☎64-1756 鬼の館☎73-8488)

施設名	種別・区分	料金	適用	備考
博物館・鬼の館	観覧料入館料	一般	500 個人	高校生以下は据え置き
		400 団体		
		高校生	240 個人	
		180 団体		
博物館	体験工房	1,000	9:00~12:00	新規料金設定
		1,500	12:00~17:00	
		2,000	9:00~17:00	
	体験厨房	1,000	9:00~12:00	
		1,500	12:00~17:00	
		2,000	9:00~17:00	

問い合わせ  
政策企画課 内線 3294・3295 または 各担当課

# 使用料等の改正一覧表

## ■交流センター (問い合わせ 地域づくり課 内線3242)

施設名	種別・区分	料金	適用	備考
黒沢尻北地区交流センター	研修室A	100	1時間	新規料金設定 (江釣子地区交流センターを除く)
	会議室	200		
黒沢尻東地区交流センター	多目的ホール	300		
	和室	200		
黒沢尻西地区交流センター	多目的ホール	300		
	和室(はぎ)	100		
立花地区交流センター	多目的ホール	600		
	会議室	200		
飯豊地区交流センター	多目的ホール	400		
	会議室	100		
二子地区交流センター	多目的ホール	400		
	会議室	100		
更木地区交流センター	多目的ホール	300		
	会議室	100		
黒岩地区交流センター	多目的ホール	400		
	会議室	100		
口内地区交流センター	多目的ホール	400		
	会議室	100		
稲瀬地区交流センター	多目的ホール	300		
	会議室	100		
相去地区交流センター	研修室1	200		
	会議室	200		
鬼柳地区交流センター	多目的ホール	300		
	会議室	100		
江釣子地区交流センター	ホール	900		
	3階会議室	400		
	和室A	100		
和賀地区交流センター	2階会議室	400		
	和室A	100		
岩崎地区交流センター	研修室1	200		
	会議室	200		
藤根地区交流センター	第1研修室	200		
	会議室	200		

北上第1運動場	一般	600	貸切・1時間	高校生以下は据え置き	
	高校生以下	200			
北上第2・第3運動場	一般	600	1時間	新規料金設定	
	高校生以下	200			
佐野運動広場、ふれあい広場(野中・日平・やまつみ)	一般	500	1時間	新規料金設定	
	高校生以下	120			
江釣子運動場 暨川目運動場	一般	500	1面・1時間		
	高校生以下	120			
北上陸上競技場	陸上競技大会に使用	一般	29,400	半日	アマチュアスポーツ以外での使用時には2倍相当額を加算
		高校生以下	14,700		
	陸上競技以外の大会に使用	一般	18,000		
		高校生以下	9,000		
北上陸上補助競技場	陸上競技以外の大会に使用	一般	2,000	1時間	新規料金設定 (黒沢尻東小学校、黒沢尻西小学校、笠松小学校)
		高校生以下	1,000		
岩崎競技場	一般	600	1時間	新規料金設定 (上記以外の小・中学校)	
	高校生以下	200			
学校開放施設	体育館		100	1時間	新規料金設定 (上記以外の小・中学校)
			200		

## ■体育施設など (問い合わせ スポーツ振興課 内線3701)

施設名	種別・区分	料金	適用	備考	
野球場(江釣子・岩崎)	一般	4,500	3時間以内	高校生以下は据え置き	
	高校生以下	1,500			
展勝地プール	一般	400	120	一般以外は据え置き(高校生のみ値下げ)	
	高校生以下(就学前児童を除く)				
柔剣道場 弓道場	一般	550	1時間	高校生以下は据え置き	
	高校生以下	170			
体育館(北上総合体育館以外)	一般	550	1面・1時間		
	高校生以下	170			
北上総合体育館	大アリーナ	一般	3,600	貸切・1時間	冷暖房使用時には5割相当額を加算(高校生以下は据え置き)
		高校生以下	1,200		
	小アリーナ	一般	1,200		
		高校生以下	400		
北部勤労者屋内運動場	一般	450	1面・1時間		
	高校生以下	150			
多目的催事場	一般	450	1時間		
	高校生以下	150			
藤沢広場	一般	500	1面・1時間	新規料金設定	
	高校生以下	120			

## ■老人福祉施設 (問い合わせ 長寿社会課 内線3637)

施設名	種別・区分	料金	適用	備考
江釣子老人福祉センター	集会室	1,050	9:00~12:00	
		1,650	12:00~17:00	
		1,800	17:00~22:00	
		3,600	9:00~22:00	

## ■工業関係施設 (問い合わせ 工業振興課 内線3342・3344 基盤技術支援センター ☎71-2181)

施設名	種別・区分	料金	適用	備考	
技術交流センター	研修室1	6,900	1回		
	実習室	3,750			
技術研修館	技術研修室1	25,650	1時間		
	技術研修室2	2,250			
	情報処理研修室	6,600	1面(1室)・1時間	高校生以下は据え置き	
アカデミースポーツ施設	競技場	一般	550	1時間	新規料金設定
		高校生以下	170		
	研修室	一般	750		
	グラウンド	一般	500		
		高校生以下	120		